

開催年月日 令和5年7月13日（木）

質問者 日本共産党 丸山 はるみ 委員

答弁者 子ども応援社会推進監 野澤 めぐみ

子育て支援担当局長 森 みどり

虐待防止対策担当課長 山谷 信夫

質問内容	答弁内容
<p><b>一 こどもの権利擁護体制強化事業について</b></p> <p><b>（一）児童相談所の一時保護の実績について</b>                      子どもが虐待を受けるなどの理由で利用することが考えられる児童相談所の一時保護ですけれども、実績の推移と保護日数について、直近の3年分で教えてください。</p> <p><b>（二）一時保護所の環境等について</b>                      児童相談所の一時保護所は今道内で8か所あるというふうにお答えいただきました。                      職員一人当たりの子どもの人数と居室の状況について伺います。                      また、一時保護所で生活する上でルールなどあると思うんですけれども、どのようになっているのか伺います。</p> <p><b>（三）一時保護所の学びの機会について</b>                      一時保護の期間について、上限は2ヶ月とされていると、状況にもよると思うんですけれども、承知しています。平均で30日となっている年もある中で、子どもにあった学びの機会をどのように確保しているのか、お聞かせください。</p>	<p><b>【虐待防止対策担当課長】</b>                      一時保護の実績についてであります。虐待などにより、子どもの安全を確保する必要がある時や、保護者による養育が一時的に困難になった場合などに児童相談所に併設する一時保護所や、里親などに委託して行う一時保護の道の8か所の児童相談所における過去3年間の実績は、令和元年度が延べ1,548人、令和2年度が延べ1,324人、令和3年度が延べ1,591人となっております。                      このうち、一時保護所で保護した児童は、令和元年度が延べ991人、令和2年度が延べ857人、令和3年度が延べ977人となっております。                      また、子ども一人あたりの平均保護日数は、令和元年度が24.4日、令和2年度が30.0日、令和3年度が23.7日となっております。</p> <p><b>【虐待防止対策担当課長】</b>                      一時保護所の環境等についてであります。一時保護所の定員は、中央児相が30名、他の7児相は20名で、各児相の一時保護係の配置職員は3ないし4名としていることから、定員で見た場合、職員一人あたりの子どもの人数は6名程度となります。                      また、居室は、2人部屋を中心に個室から4人部屋となっております。                      一時保護は、虐待された子どもの安全確保のほか行動観察や生活指導を行う場合に必要最小限の期間行うものであり、集団生活となるため、危険物やスマートフォン等の子どもの福祉を損なう恐れがある物の持ち込みを禁止するなど、安全面等に配慮した一定のルールが定められているほか、起床や就寝、食事や入浴、学習などの日課が決められております。</p> <p><b>【子育て支援担当局長】</b>                      一時保護所における学習機会の確保についてでございますが、一時保護は必要最小限の期間に限られることから、所内で職員による学習指導を行います。子どもの中には、精神的に不安定で学習をする状況にない、あるいは学業を十分受けていないなどの理由で基礎的な学力が身につけていない子どももおり、個々の状況や特性、学力に配慮した指導を行う必要がございます。                      このため、子どものレベルに合わせたワークブックの活用や、教員免許等を有する学習指導協力員による指導を行うとともに、在籍する学校から、取り組むべき学習内容の情報や教材などの提供を受けるほか、オンライン授業の機会を設けるなど緊密に連携し、子どもの学習権を損なうことのないよう対応しております。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p><b>(四) 子どもの意見のくみとりについて</b>  オンラインが扱えることになったということで、活用することも想定されるんですけども、子どもにとってはですね、一時保護所、慣れない環境でなかなか心を開いてコミュニケーションを取るということが困難なお子さんもいらっしゃると思います。  これまで児童相談所では、子どもの意見や要望をどのように把握してきたんでしょうか。</p> <p><b>(五) 子どもの意見のくみとりの課題について</b>  これまでも様々な工夫をし、そして仕組みがあるということがわかるんですけども、これまで児童相談所が子どもの意見や要望を聞いてきた中で、子どもの意見をくみとれないとか、対応しきれないというような課題があったことはあるんでしょうか。お聞かせください。</p> <p><b>(六) これまでの対応との違いについて</b>  今回始めようとする、こどもの権利擁護体制強化事業ですけども、一時保護所の子どもを対象に意見表明を支援する事業です。特に、表明された意見が尊重され、子どもへフィードバックされるかということが問われてくるんだと思います。  これまでの意見のくみとりとはどのような違いがあって、どんな効果を期待しているのか。お聞かせください。</p> <p>これから強化される事業だということで、これからも関心を持っていきたいというふうに思います。</p>	<p><b>【虐待防止対策担当課長】</b>  子どもの意見の把握についてであります。児童相談所では、一時保護を開始する際に子どもの同意を確認するほか、保護のしおりなどを活用して、一時保護の理由や目的、生活のルールなどを説明しております。  さらに、児童養護施設などに入所する際には、子どもとの関係が構築できている児童福祉司や心理司などが、子どもの権利ノートを活用して、施設で生活する必要性や施設で自分の意見を自由に言うことができることなどを説明した上で、子どもの意見や意向を確認、把握しております。</p> <p><b>【虐待防止対策担当課長】</b>  子どもの意見表明にかかる課題についてであります。児童相談所においては、一時保護の開始や、施設入所の決定の際などに、子どもの意見を聞く機会を設けてきたところであります。  そうした中、一時保護所や施設での生活に対する不安や不満、環境が変わることへの抵抗がある子どももおり、理由を繰り返し丁寧に説明しても、本人が受け入れるまでに時間がかかったり、家庭での生活を希望する場合があります。  また、これまでの生活環境や、虐待の影響などにより、意見を表明する経験がなかったり、ためらいや職員への遠慮があるなど、自分の意見をうまく表明できない子どももおり、意見や意向の把握が難しいといった課題もあるところであります。</p> <p><b>【子ども応援社会推進監】</b>  こどもの権利擁護体制強化事業についてでございます。道では、これまでも、一時保護や施設入所する子どもに対して、権利ノートなどを活用し、意見表明の機会の確保に努めてきたところでございます。  昨年6月に成立した改正児童福祉法では、来年4月から、一時保護や施設入所等の措置決定時に児童相談所職員などが意見聴取等を行うことが義務化され、併せて、子どもの気持ちを受け止め、考えの整理を後押しし、意見表明の支援や代弁する事業の実施が努力義務とされており、道といたしましては、職員ではない意見表明等支援員が支援を行う当該事業の実施により、意見表明が難しい子どもなどが意見を述べる機会が広がるものと考えております。  また、聴取した意見につきましては、その後の支援への反映を検討するとともに、結果や理由をわかりやすく説明し、フィードバックするなど、子どもの意見を十分考慮し、子どもにとって最善の利益が保障されるよう、事業を実施してまいります。</p>